

支給認定（1号）の申請について【保護者宛配付用】

令和7年度

1 申請

- 申請書記入の際は、必ず「ボールペン」で記入してください。「消せるペン」では記入しないでください。
- 提出先は、各施設（利府町認可認定こども園及び幼稚園）になります（※ マイナンバー記入票及び添付書類について、必要事項を記入し、専用封筒に封かんし各施設へ提出願います。町外の施設に所属する場合は、子ども支援課窓口で本人確認が必要です。）。
- 書類を提出する際は、記入漏れなどや添付書類の不足がないようにご注意ください。

2 提出書類 【町外の施設に所属する場合は、利府町子ども支援課窓口へ下記書類を提出してください。】

No	必要書類	備考	チェック欄
			1号
全世帯提出	① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定及び入所申込申請書	全2枚	<input type="checkbox"/>
	② 同意書		<input type="checkbox"/>
	③ マイナンバー記入票 ※記入例を御確認願います	<p>【町内の施設に所属する場合】 個人番号カード（無い場合は通知カード又はマイナンバー記載の住民票と顔写真付き証明書）の写しを添付</p> <p>【町外の施設に所属する場合】 子ども支援課窓口で個人番号カード（無い場合は通知カード又はマイナンバー記載の住民票と顔写真付き証明書）による本人確認が必要</p>	<input type="checkbox"/>
該当者のみ提出	④ 住民票の写し	利府町に転入見込みで申込みする方（世帯全員分） 別居している保護者がいる方（該当者分）	<input type="checkbox"/>
	⑤ 転入先が明確にわかる書類	利府町に転入見込みで申込みする方 建物売買契約書の写し、建築工事請負契約書及び工事工程表の写し、アパート入居契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
	⑥ ひとり親世帯であることが証明できる書類	戸籍謄本の写し（DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写し）	<input type="checkbox"/>
	⑦ 在籍証明書	<p>(1)父または母が学生の場合 (2)申請児童の他に以下のいずれかの施設を利用している児童がいる場合（次年度就学の場合は不要）</p> <p>従来制度幼稚園、町外の教育・保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用</p>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 学生証の写し	同一世帯に学生の方がいる場合（小・中・高校生を除く）	<input type="checkbox"/>
	⑨ 各種手帳の写し	同一世帯に以下のいずれかの手帳等の交付を受けている方がいる場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等証書	<input type="checkbox"/>
	⑩ 生活保護受給証の写し	生活保護を受給している方	<input type="checkbox"/>

★ 令和6年1月2日以降に転入した方は入所希望日によって次の書類も必要になります。

令和7年4月から8月までに入所希望の方

⑪ 令和6年度市町村民税 (非)課税証明書	令和6年1月1日時点の住所地で発行	<input type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------	--------------------------

令和7年9月以降に入所希望の方

⑫ 令和7年度市町村民税 (非)課税証明書	令和7年1月1日時点の住所地で発行 (令和7年6月中旬頃に発行)	<input type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------	--------------------------

★ 在籍証明書、心身状況書等が必要な場合は、お申し出ください。

★ ⑪、⑫の書類は、申請児童の祖父母等の分も必要になる場合があります。

保育料について

令和元年10月から、国の教育・保育無償化により、満3歳から6歳（小学校就学前）まで保育料が無償になります。

ただし、各施設において給食費（以下参照）、教材費や行事費などの実費負担が必要な場合があります。詳細については、各施設へお問合せください。（納付先は、各施設となります。）

給食費の徴収について

給食費は、各施設で決められた額をご負担いただきます。（※金額及び納付方法は、各施設へご確認ください。）

国による副食費の免除について

以下のいずれかに該当する児童は、「副食費（月額上限）4,500円」の負担が免除されます。

- （1） 年収360万円未満相当世帯の児童
- （2） 第3子以降の児童（第1子と第2子が未就学の場合に限る）

※免除対象者には、別途通知します。

「利府町教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業」について

利府町では、子育て支援の充実を図るため、以下に該当する児童に対し給食費を助成します。

（1）対象者

- ①利府町に住民登録していること。
- ②同一世帯で、18歳未満（令和7年度中に19歳に達しない）の児童を3人以上養育していること。
- ③第3子の児童が小学校就学前の3年間にあり、認可保育施設、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設のいずれかに通園していること。

（2）助成額 月額上限6,500円

※10月・4月の各期、前月分までを償還払いします（一度施設への納付が必要になります。）。

※助成を受けるには、申請が必要です。対象者には別途通知します。



記入する際は、「消えるペン」は使用しないでください。

保護者氏名と同意書の申請者は同一名で記入してください。

連絡先は、可能な限り平日日中に連絡可能な番号をご記入ください。

給付費等 支給認定
(保護者用記入例)

令和6年11月1日

住 所 利府町利府字新並松4番地

保護者名 利府 太郎

連絡先 0#0-# # # # - # # # # (母携帯)

次のとおり、施設型保育・地域型保育に係る支給認定及び入所申込を申請します。

申請児童	氏名 (ふりがな)	生年月日	令和7年4月1日現在の年齢	性別
	りふ いちろう 利府 一郎	令和元年8月10日生	5歳	男・女
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合は記入してください			
希望施設	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 地域型保育

※「地域型保育」とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

○世帯の状況（申請児童を除き、同居している方全員について記入してください。）

氏名 (ふりがな)	申請児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等	保育の利用を必要とする理由
りふ たろう 利府 太郎	父	昭和 # # 年4月8日	# #	利府町役場	記入不要
りふ はなこ 利府 花子	母	昭和 # # 年2月13日	# #	専業主婦	
りふ なしこ 利府 梨子	姉	平成 # # 年4月22日	#	しらかし台小学校	

住民票上別世帯であっても、同住所（同じ屋根の下）で生活している場合は、その方（祖父母等）も記入願います。また、別世帯であっても「生計を一」にしている方がいる場合も必ず記入願います。

※ 町外の場合は、「住民票の写し」を添付願います。

生活保護を受給している場合は、「適用あり」に○を記入してください。また、「生活保護受給者証」の写しを添付願います。

5. 災害復旧	6. 求職活動	7. 就学	4. 介護等	8. その他 ()
生活保護の適用の有無		適用なし	・ 適用あり ()	年 月 日保護開始)

※施設記入欄

※町記入欄

保護者の方は

ここは記入不要です。

記入上の注意

この支給認定及び入所申込申請書は、申請者（保護者）が次の点に注意し記入の上、子ども支援課保育係宛に提出してください。

なお、2人以上の児童が同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「認定者番号」の欄は、申請児童は既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 3 「希望施設」の欄は、入所を希望する施設をどちらか選び、□にチェック（☑）してください。
- ※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- ※「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）を言います。
- 4 「世帯の状況」の欄は申請児童本人以外の両親及び同居している親族などの全員について記入してください。（世帯分離をしている等に関わらず、同住所に居住（住民登録）している方を同居とみなします。）
(1)「年齢」の欄は施設への入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。
(2)「保育の利用を必要とする理由」の欄は、次に掲げる表から該当するものを選び、番号を記入してください。なお、具体的な状況を確認できる書類を添付してください。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童と生活している保護者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 就労（家庭外労働） | 児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない。 |
| (家庭内労働) | 児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をすることが普通なので保育ができない。 |
| (2) 妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後そのため、その児童の保育ができない。 |
| (3) 疾病・障害 | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があつたりするので、その児童の保育ができない。 |
| (4) 介護等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため、保育ができない。 |
| (5) 災害復旧 | 火災や風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失つたり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない |
| (6) 求職活動 | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない。 |
| (7) 就学 | 児童の親が就学（職業訓練学校を含む）のため、その児童の保育ができない。 |
| (8) その他 | 上記の他、家庭に特別な事情があり、保育ができない。 |

5 希望施設の入所については、

- ・保育の認定基準に該当しないため保育所へ入所できない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
- ・保育所の認定基準の該当事由により保育の希望期間に添えない場合がありますので、予めご承知ください。

○入所希望施設について

希望する施設名	第一希望 ○○幼稚園	(希望理由) 自宅から近いため…など
	第二希望	(希望理由)
	第三希望	(希望理由)
	第四希望	(希望理由)
	第五希望	(希望理由)
	第六希望	(希望理由)
	第七希望	(希望理由)
	第八希望	(希望理由)
希望する期間 (慣らし保育を含めた期間を記入)	令和7年4月1日から <input type="checkbox"/> 生後6か月を経過している (入所日における月齢: か月)	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学始期に達するまで

○申込みについての確認事項

令和6年1月1日 時点の住所地(父) (9月以降入所の 場合は令和5年)	<input checked="" type="checkbox"/> 利府町 <input type="checkbox"/> 利府町以外()※  課税証明書又は非課税証明書の提出が必要です	各年1月1日時点で利府町以外に住所がある場合は、1月1日時点の住所地で「(非)課税証明書」の交付を受けて添付してください。
令和7年1月1日 時点の住所地(母) (9月以降入所の 場合は令和5年)	<input checked="" type="checkbox"/> 利府町 <input type="checkbox"/> 利府町以外()※  課税証明書又は非課税証明書の提出が必要です	

○以下、希望施設欄の「幼稚園等」にチェックを付けた方は記載の必要はありません。

慣らし保育 について	
入所待機となった 場合の対応	保護者の方は ここは記入不要 です。
兄弟姉妹同時に 申込をしている 場合	
または 兄弟姉妹が 保育所に 在籍している 場合	

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定
及び入所申込申請書

利府町長 殿

年 月 日

住所

保護者名

連絡先

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び入所申込を申請します。

申請児童	氏名 (ふりがな)	生年月日	令和7年4月1日現在の年齢	性別
		年 月 日生	歳	男・女
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合は記入してください			
希望施設	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 地域型保育

※「地域型保育」とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

○世帯の状況（申請児童を除き、同居している方全員について記入してください。）

氏名 (ふりがな)	申請児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等	保育の利用を必要とする理由
【保育の利用を必要とする理由】欄について、次のいずれの場合に該当するか判断し、番号を記入してください。 ※希望施設欄の幼稚園等にチェックを付けた方は記載の必要はありません。					
1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. その他 ()					
生活保護の適用の有無	適用なし ・ 適用あり (年 月 日保護開始)				

※ 施 設 記 入 欄 (幼稚園等のみ)	施設(事業者)名			受付年月日
	担当者氏名及び連絡先	(担当者)		
		(連絡先)		
	入所契約(内定)の有無	有(契約・内定) ・ 無		
	年 月 日 (契約・内定)			

※ 町 記 入 欄	認定の可否	認定者番号	認定区分等	支給(利用)期間
	可・否 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)	自 年 月 日 至 年 月 日
	入所施設(事業者)名			
	受付番号	備考		

記入上の注意

この支給認定及び入所申込申請書は、申請者（保護者）が次の点に注意し記入の上、子ども支援課子ども支援班宛に提出してください。

なお、2人以上の児童が同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「認定者番号」の欄は、申請児童は既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
 - 3 「希望施設」の欄は、入所を希望する施設の□にチェック（☑）してください。
- ※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- ※「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）を言います。
- 4 「世帯の状況」の欄は申請児童本人以外の両親及び同居している親族などの全員について記入してください。（世帯分離をしている等に関わらず、同住所に居住（住民登録）している方を同居とみなします。）
 - (1) 「年齢」の欄は施設への入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。
 - (2) 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、次に掲げる表から該当するものを選び、番号を記入してください。なお、具体的な状況を確認できる書類を添付してください。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童と生活している保護者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1) 就労（家庭外労働）	児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない。
(家庭内労働)	児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をすることが普通なので保育ができない。
(2) 妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後そのため、その児童の保育ができない。
(3) 疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があつたりするので、その児童の保育ができない。
(4) 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため、保育ができない。
(5) 災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があり、その家庭を失つたり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない。
(6) 求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない。
(7) 就学	児童の親が就学（職業訓練学校を含む）のため、その児童の保育ができない。
(8) その他	上記の他、家庭に特別な事情があり、保育ができない。

5 希望施設の入所については、

- ・保育の認定基準に該当しないため保育所へ入所できない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
- ・保育所の認定基準の該当事由により保育の希望期間に添えない場合がありますので、予めご承知ください。

○入所希望施設について

希望する施設名	第一希望	(希望理由)
	第二希望	(希望理由)
	第三希望	(希望理由)
	第四希望	(希望理由)
	第五希望	(希望理由)
	第六希望	(希望理由)
	第七希望	(希望理由)
	第八希望	(希望理由)
希望する期間 (慣らし保育を含めた期間を記入)	年　月　日から →□生後 6 か月を経過している (入所日における月齢 : 　　か月)	□　年　月　日まで □小学校就学始期に達するまで

○申込みについての確認事項

令和 6 年 1 月 1 日 時点の住所地 (父) (9 月以降入所の 場合は令和 6 年)	□利府町 □利府町以外()※転入(予定)日(　　年　月　日) ↳ 課税証明書又は非課税証明書の提出が必要です
令和 7 年 1 月 1 日 時点の住所地 (母) (9 月以降入所の 場合は令和 6 年)	□利府町 □利府町以外()※転入(予定)日(　　年　月　日) ↳ 課税証明書又は非課税証明書の提出が必要です

○以下、希望施設欄の「幼稚園等」にチェックを付けた方は記載の必要はありません。

慣らし保育 について	希望する入所日から、慣らし保育 (概ね 2 週間～1 か月程度) が始まる事を了解していますか。 (慣らし保育の開始日から保育料がかかります。) □はい □いいえ(保育の実施を希望する期間を、慣らし保育を含めた期間に訂正してください。)
入所待機となった 場合の対応	□入所申込を取り下げる　　□就職を延期する　　□職場に連れて行く □認可外保育施設を利用する　□育児休暇を延長する　□親族、知人へ依頼する □その他 ()
兄弟姉妹同時に 申込をしている 場合 または 兄弟姉妹が 保育所に 在籍している 場合	※入所時期について □兄弟姉妹同時に入所可能な場合のみ入所する □どちらか一人でも入所可能な場合は入所する ※入所保育所について □兄弟姉妹が同じ保育所の場合のみ入所する □兄弟姉妹が別々の保育所でも入所する ※その他 〔兄弟姉妹が別々の保育所に入所した場合、異動できないことを了解していますか。〕 □はい □いいえ(上記「入所保育所について」を訂正してください。)

同 意 書

- 1 町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その関係書類の写しを関係機関から受領すること。その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2 支給認定のために提出した書類（税金関係の書類を除く）について、町から入所予定の施設宛に写しを送付すること。
- 3 特定教育施設保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 4 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規程に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第10条第1項の規程に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 6 当該児童について、特定教育施設入所期間中に支給認定の取り消し、又は、認定期間を超えた場合には、保育の実施を解除されても異議はないこと。
- 7 児童手当法第21条第1項又は同条第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、町又は入所する施設に対して納入すべき義務がある未納入の保育料（延長保育料を含む。）及び給食費がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払に充てること。

以上について、特定教育施設入所継続手続きにあたり同意します。

年　　月　　日

住　所 _____

申請児童名 _____

申請者 _____

※記載例

同 意 書

- 1 町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その関係書類の写しを関係機関から受領すること。その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2 支給認定のために提出した書類（税金関係の書類を除く）について、町から入所予定の施設宛に写しを送付すること。
- 3 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 4 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規程に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第10条第1項の規程に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 6 当該児童について、特定教育施設入所期間中に支給認定の取り消し、又は、認定期間を超えた場合には、保育の実施を解除されても異議はないこと。
- 7 児童手当法第21条第1項又は同条第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、町又は入所する施設に対して納入すべき義務がある未納入の保育料（延長保育料を含む。）及び給食費がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払に充てること。

以上について、特定教育施設入所継続手続きにあたり同意します。

令和6年 11月 1日

住 所 利府町利府字新並松4番地

申請児童名 利府 一郎

申請者 利府 太郎

マイナンバー記入票

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定及び入所申込申請にあたり、以下のとおり個人番号について記載します。

住所 _____

申請児童名 _____

(窓口に申請に来る方) 申請者名 _____

	(フリガナ) 氏名	マイナンバー (12桁)											
申請児童 1													
申請児童 2													
申請児童 3													
児童の両親	(父)												
	(母)												

※単身赴任中の保護者を含みます。

※両親以外が生計の主宰者の場合、以下の欄に記入してください。

	(フリガナ) 氏名	申請児童 との続柄	マイナンバー (12桁)									
生計の主宰者												

＜マイナンバー記入用紙を提出する際に必要なもの＞

マイナンバー記入用紙を受理する際に、申請者のマイナンバーを確認します。以下により、本人確認書類を持参の上、申請願います。(家族全員ではなく、申請者のみ確認します。)

- 「マイナンバー（個人番号）カード」（顔写真付き）をお持ちの方 →「個人カード」を持参してください
- 「マイナンバー（個人番号）カード」を持っていない方
→「通知カード※1」または「マイナンバー記載の住民票の写し」+「顔写真付き証明書※2」1点を持参してください。

※1 「通知カード」は、下記事由に該当する場合利用できません。その場合は、マイナンバー記載の住民票の写しをご持参ください。

- ① (注) 令和2年5月25日前に氏名及び住所等の記載事項に変更があり、同日前までに変更手続きを行っていない場合
 - ② (注) 令和2年5月25日以降に作成されたもの
 - ③ (注) 令和2年5月25日以降に氏名及び住所等の記載事項に変更があった場合
- (注) デジタル手続法の施行日

※2 「顔写真付き証明書」：運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など。

(「顔写真付き証明書」をお持ちでない場合は、「通知カード」+「顔写真なし身分証明書」2点)

※ 「顔写真なし身分証明書」：健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証など。

(以下、町使用欄)

<input type="checkbox"/> 記載されている番号が正しい番号であることを確認した。(番号確認)
<input type="checkbox"/> 申請者が番号の正しい持ち主であることを申請者本人に確認した。(身元確認)

確認者

マイナンバー記入票（記入例）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定及び入所申込申請にあたり、以下のとおり個人番号について記載します。

住所 利府町利府字新並松4番地

申請児童名 利府一郎・二郎

(窓口に申請に来る方) 申請者名 利府花子

	(フリガナ) 氏名	マイナンバー（12桁）											
申請児童1	利府一郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
申請児童2	利府二郎	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8
申請児童3													
児童の両親	(父) 利府太郎	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	(母) 利府花子	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4

※単身赴任中の保護者を含みます。

※両親以外が生

○町内の施設に所属の場合⇒「申請者名」記載の保護者の個人番号カード（無い場合は通知カード又はマイナンバー記載の住民票の写し）及び顔写真付き証明書の写しを添付してください。

○町外の施設に所属の場合⇒利府町子ども支援課窓口で申請者の個人番号カード（無い場合は通知カード又はマイナンバー記載の住民票の写し）及び顔写真付き証明書による本人確認が必要です。

※通知カードは令和2年5月25日以降に氏名及び住所等に変更があった場合は利用できません。その場合は、マイナンバー記載の住民票の写しをご持参ください。

詳しくは、下記をご覧ください。

※1 「通知カード」は、下記事由に該当する場合利用できません。その場合は、マイナンバー記載の住民票の写しをご持参ください。

① (注) 令和2年5月25日前に氏名及び住所等の記載事項に変更があり、同日前までに変更手続きを行っていない場合

② (注) 令和2年5月25日以降に作成されたもの

③ (注) 令和2年5月25日以降に氏名及び住所等の記載事項に変更があった場合

(注) デジタル手続法施行日

※2 「顔写真付き証明書」：運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など。

(「顔写真付き証明書」をお持ちでない場合は、「通知カード」+「顔写真なし身分証明書」2点)

※「顔写真なし身分証明書」：健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証など。

(以下、町使用欄)

記載されている番号が正しい番号であることを確認した。（番号確認）

申請者が番号の正しい持ち主であることを申請者本人に確認した。（身元確認）

確認者